

## 請願の意見陳述制度のご案内

多治見市議会では、請願は、紹介議員が議会に対して説明することになっておりますが、議会活性化の取組みの一つとして、請願者の方が直接議会に対して意見を述べていただく意見陳述制度を平成26年6月議会から試行し、平成27年9月議会から制度化して実施することとしました。

意見陳述制度の概要は、以下のとおりです。

1. 予め、意見陳述人と同席人をそれぞれ1人ずつ決めていただきます。(同席人は必ずしも必要ではありません。)
  - 意見陳述人は、請願書に氏名が明記してある方を言います。
  - 同席人は、当該団体に所属されている方から選任してください。
  - 意見陳述人と同席人は変更することができます。
2. 意見陳述人には、委員長の指示に従って、請願が付託される委員会で意見を述べていただきます。
  - 意見陳述は、紹介議員からの提案説明が終了した後に行います。
  - 意見陳述の時間は、5分以内です。氏名、団体名を述べていただいてから、意見の陳述を行ってください。
  - 各委員に参考として資料を事前配付することができます。配付資料がある場合は、意見陳述の申し出時に申し出ることとして、事前に当該資料を2部、議会事務局へ御提出ください。(当日、委員会開会中の資料配付はできません。)
  - 意見陳述が終わったあとに、委員から質問をさせていただく場合があります。その場合は回答していただくようお願いいたします。
  - 委員に対して質問又は反論をすることはできません。
  - 同席人は、意見陳述人のサポートをしていただくことができますが、意見陳述人に代わって意見を述べることはできません。
  - 意見陳述の録音や写真撮影はご遠慮ください。
3. 意見陳述人及び同席人には、費用弁償はお支払いできません。予めご了承ください。